

令和6年度

宇佐市農業委員会  
第12回(3月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第12回定例総会会議録

令和7年3月31日（月）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階25・26会議室において会長が第12回（3月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	3番 池田 雅彦 委員	4番 信國 和徳 委員
5番 辻 勝 委員	8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員
10番 永岡 卓巳 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 筈口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

2番 阿部 善浩 委員	7番 安倍 隆司 委員	11番 清祐 義人 委員
-------------	-------------	--------------

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係三浦主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第53号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第54号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第55号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第56号	非農地証明願について
	議案	第57号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	議案	第58号	令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について
	報告	第38号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第39号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第40号	農地所有適格法人の事業状況報告について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第12回3月の定例総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、2番 阿部 善浩 委員、7番 安倍 隆司 委員、11番 清祐 義人 委員です。

ただ今の出席委員は19名中16名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

令和6年度最後の定例総会となりました。一年間ありがとうございました。本日は始める前に、毎月同席いただいております大分県農業農村振興公社さんより一言いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

大分県農業農村振興公社 みなさんおはようございます。寒暖差が激しい今日この頃ですが、みなさん体調はお変わりありませんでしょうか。今日が令和6年度最終日であり、明日から令和7年度が始まります。令和7年度と言いますと、いよいよ地域計画実現の初年度となります。前回の定例総会で市の担当の方から説明がありましたが、地域計画を策定して、今後どのようにして農地を集約していくかが課題になってくるだろうと考えられます。国は【集積から集約へ】とシフトしており、契約に関しては中間管理での契約が中心になってくるだろうと考えられます。そういった意味で申しますと、農地委員さん農業委員さんの協力なくして成しえることではありません。今後ますます一層のご支援をよろしくお願いいたします。また、大分県農地中間管理機構の北部振興局の2名の駐在員にて毎日現場をまわっており、現場にて接する機会も多いかと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。明日から新年度となりますので、みなさんご協力よろしくお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、9番 司城 慶三 委員、19番 山末 隆一 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主任を指名いたします。

議長 以上で、日程第1を終わります。  
それでは、日程第2の議案第53号を議題に供します。  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。  
議案第53号3条許可申請は12件で、地区ごとの内訳は、  
長洲地区5件、13筆、19,578㎡、宇佐地区1件、1筆、1,658  
㎡、駅川地区1件、2筆、1,073㎡、四日市地区3件、5筆、  
9,701㎡、安心院地区1件、2筆、836㎡、院内地区1件、6筆、  
1,508㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙の  
とおり申請があったので審議を求める。

令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は労力不足ため規模縮小、譲受理由は規模拡大のため農  
地を取得するもので、売買による所有権移転です。

長洲地区は他4件、計5件、13筆、19,578㎡ です。

5ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は営農開始のため農地を取得する  
もので、売買による所有権移転です。

宇佐地区は以上です。

6ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は相手方の要望のため  
農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

駅川地区は以上です。

7ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得する  
もので、売買による所有権移転です。

事務局 四日市地区は他2件、計3件、5筆、9,701㎡ です。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は現在管理している農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

安心院地区は以上です。

9ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

譲渡理由は遠方在住のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
長洲・宇佐地区審議会を令和7年3月26日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。  
議案第53号について、長洲地区5件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
駅川・四日市地区審議会を令和7年3月27日午前9時より、本

今仁地区審会長 庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中12名出席のもと開催いたしました。  
議案第53号について、駅川地区1件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
安心院・院内地区審議会を令和7年3月25日午前10時より、安心院地域複合支所 視聴覚室において、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。  
議案第53号について、安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第54号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第54号4条許可申請は1件で、地区毎の内訳は、院内地区1件、1筆、668㎡ となっています。

10ページをお開きください。  
議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。  
令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

院内地区です。  
院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】  
車両置場用地としての転用で、譲受人が経営する建設業の工事車両置場7台分を整備する計画です。  
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上で議案第54号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第54号について、院内地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相

池田地区審会長 当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第54号は原案のとおり許可することに  
決定いたしました。  
次に議案第55号を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第55号 5条許可申請は4件で 地区ごとの内訳は、  
宇佐地区1件、1筆、567㎡、四日市地区3件、6筆、1,100㎡  
となっています。  
12ページをお開きください。

議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申  
請があったので審議を求める。

令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

13ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

事務局 立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

14ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

進入路及び資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場とその進入路を整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する事業の従業員用の駐車場10台分を増設整備するものです。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第55号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第55号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第55号について、四日市地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり許可することに

議 長 決定いたしました。  
次に議案第56号を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案第56号非農地証明願は、6件で、地区ごとの内訳は、  
長洲地区2件、2筆、709㎡、駅川地区1件、3筆、492㎡、四日  
市地区3件、4筆、200㎡ となっています。

15ページをお開きください。  
議案第56号「非農地証明願について」  
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明  
の願出があったので審議を求める。  
令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

16ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】  
平成16年9月頃より宅地の一部として利用しているものです。  
長洲地区は他1件、計2件、2筆、709㎡ です。

17ページをお開きください。  
駅川地区です。  
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】  
昭和58年頃より宅地として利用していましたが、建物解体後、  
雑種地として利用しているものです。  
駅川地区は以上です。

18ページをお開きください。  
四日市地区です。  
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】  
平成4年12月18日付で、農地法第5条許可を得た後、宅地と  
して利用していますが、未登記のため証明願を行うものです。  
四日市地区は他2件、計3件、4筆、200㎡ です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農  
地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第  
51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できまし  
たので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。  
以上で議案第56号の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足

議 長 説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第56号について、長洲地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第56号について  
駅川地区1件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり証明書を発行す

議 長 ることに決定いたしました。  
次に、議案第57号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第57号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
20ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分） 朗読】

詳細につきましては、21ページ以降のようになっております。  
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

38ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分） 朗読】

詳細につきましては、39ページ以降のようになっております。  
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第57号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第57号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積

今仁地区審会長 等促進計画（案）の内容について審談いたしました。  
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第57号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。  
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

後藤 委員 契約は年間件数が相当数あるかと思うのですが、管理は中間管理機構で行っているのでしょうか。

事務局 農地の全筆データは、農業委員会事務局で、台帳で管理しております。なお、農地法3条による契約は農業委員会事務局、中間管理事業による契約は農政課と中間管理機構で管理しており、異動情報は随時、農業委員会事務局の台帳にも反映しております。

他に質疑のある方は、挙手願います。

議 長  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。  
議 長 本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。  
議 長 討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第57号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第57号は原案のとおり承認しました。

議 長 次に、議案第58号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 56ページをお開き下さい。  
議案第58号『令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について』、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、別紙「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、審議会の意見を求める。  
令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
【事務局説明】

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第58号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 (全員挙手)  
全員賛成ですので、  
議案第58号は原案のとおり承認いたしました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第38号から40号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

事務局 60ページをお開き下さい。  
報告第38号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

事務局 令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
内訳は61ページからの5件がございました。  
地区毎の内訳は、宇佐地区2件、2筆、1,877㎡、四日市地区1  
件、9筆、19,787㎡、安心院地区1件、36筆、21,218㎡、院内  
地区1件、4筆、9,062㎡ となっています。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認で  
きましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

67ページをお開き下さい。

報告第39号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解  
約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知が  
あったので、ここに報告する。

令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
内訳は68ページからの11件がございました。

地区ごとの内訳は、長洲地区1件、2筆、1,360㎡、駅川地区3  
件、35筆、41,459㎡、四日市地区3件、9筆、8,846㎡、安心  
院地区3件、8筆、3,815㎡、院内地区1件、2筆、2,283㎡ と  
なっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め  
完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしま  
した。

76ページをお開きください。

報告第40号「農地所有適格法人の事業状況報告について」

農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定による事業の  
状況等の報告について、同法第2条第3項各号に掲げる要件を確  
認したので、ここに報告する。

令和7年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は議案書の77ページからの81件がございました。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年  
度の終了後3カ月以内に農地法施行規則第59条に規定する事項を  
記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされて  
いることから報告を受けたものです。内容につきましては記載の  
とおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を  
満たしていると考えております。

以上で報告第38号から40号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第38号から40号について、質問、意見等、発言  
のある方は挙手をお願いします。  
(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

事 務 局 一点報告させていただきます。前回（第11回）定例総会にて長洲地区5条の許可案件のところでした。地区審では意見保留とし、総会でお諮りいただき許可相当ということでご判断いただいた案件です。この件に関して定例総会后に、私が定例総会内でご説明した内容を、申請者の代表者と事務の方に説明と指導を行いました。内容としては、農地は農地として管理をすること、転用する際は農地法を順守すること、具体的には、まずは転用が適う土地どうかを確認し、しかるべき手続を踏んで、転用に係る着工は許可後に行うようお願いしました。先方も「農地法に対する認識不足があり、大変申し訳ない」と深く反省しておりました。今回が初めてではないので、このようなことが続くところらも法に基づいた対応をせざるを得ないことも伝えております。また、他に順守できていない農地がもしあれば、早急に是正し然るべき手続を行うよう指導しました。今後も違反状態にある農地については法に基づき厳しく対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 説明と指導の場には私と長洲・宇佐地区審議会会長も同席し、法令順守について重々説明させていただきました。今後農業委員会としましても農地に関して法令違反については厳しく対応していきたいと思っております。許可前の転用に係る着工や自分の土地だからと言って申請せずに転用を行うのは、言語道断です。農業委員・農地委員のみなさんも担当地区に関して今後も遊休農地の発生防止に努めていただき、是正をすすめていただきたいと思います。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、その他連絡事項等があればお願いいたします。

事 務 局 次回の令和7年度第1回定例総会は、5月7日水曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。  
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

午前10時20分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和7年3月31日

議 長 久保田 昭 廣

署名委員 司 城 慶 三

署名委員 山 末 隆 一

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。